

公募型プロポーザル実施要領の訂正について

下記業務に関する公募型プロポーザルの実施要領について、別紙のとおり訂正する。

記

業務名称 令和8年度「地域の核となる文化財活用モデル実証事業」

訂正内容

「11.(1)契約締結の交渉」の文言訂正

【訂正前】

11. 契約の締結 (1) 契約締結の交渉	県は、審査会が最も優れた提案を行った者であると特定した者と本件業務委託について、別途改めて内容を協議した上で契約を締結する。 ただし、その者が、地方自治法施行令第167条の4の規定のいずれかに該当することとなった場合等において、契約の締結を行わないことがある。
--------------------------	---

【訂正後】

11. 契約の締結 (1) 契約締結の交渉	<u>県は、審査会において、審査委員長及び審査員全員が採点した総合評価の順位を踏まえ、採択事業者を決定する。予算の範囲内で複数採択する場合がある。</u> <u>採択を受けた事業者は、</u> 本件業務委託について、別途改めて内容を協議した上で契約を締結する。 ただし、その者が、地方自治法施行令第167条の4の規定のいずれかに該当することとなった場合等において、契約の締結を行わないことがある。
--------------------------	--